

### 3-2. 「無らい県運動」と菊池事件—報道と被告人をめぐる周囲の人々への影響を中心に

#### 一 はじめに

この菊池事件（以下、本稿においては第2事件を指す）において、F氏が被告人とされた背景としては、戦後行われた「第二次無らい県運動」、菊池恵楓園の増床計画などが挙げられている（内田博文『ハンセン病検証会議の記録』p.444、明石書店、2006年）。すなわち、F氏に対し、1951（昭和26）年1月9日付で、熊本県衛生部長名の、菊池恵楓園への入所勧告書が届いたこと、F氏本人は、自らをハンセン病ではないと確信していたものの、F氏の親族などは、H氏が菊池恵楓園に入所しなければならないような手続をしたと噂を聞くなどしたことを通して、F氏とH氏との間で対立関係が生じたと考えられたこと、こうした入所勧告には、菊池恵楓園の増床された定員を埋めようとした熊本県がやっきとなってF氏を菊池恵楓園に入所させようとしていたと考えられることなどが、それである。

このように、菊池事件の背景には、「第二次無らい県運動」があることは指摘されてきたが、熊本県における戦後の「第二次無らい県運動」が、この菊池事件とそれに関する刑事手続に、どのような影響を与えたのかは、必ずしも十分に分析されてきたわけではない。

そこで、本節においては、この熊本県における戦後の「第二次無らい県運動」が、菊池事件、とりわけ、F氏をH氏殺害の犯人だとした、その刑事手続にどのような影響を与えたのかについて、菊池事件に関する報道と被告人とされたF氏をめぐる周囲の人々の供述に焦点を当てつつ、明らかにすることにしたい。

#### 二 菊池事件に関する当時の報道を通じた影響

熊本県「無らい県運動」検証委員会を通して入手できた熊本日日新聞による、菊池事件関連の記事は計10個あったが、殺人事件、F氏逮捕、および死刑執行を除くと、その多くを判決などの事実を単純に伝える、いわゆるベタ記事が占めていた。

そこで、比較的大きく取り上げられた記事のうち、捜査段階に関するものを以下で見ると、まず、菊池事件発生翌日の1952（昭和27）年7月8日付の記事は、「Sの殺人はライ者の凶行？病気を密告され 恵楓園の脱走犯と符合」という見出しによって、この段階で、捜査機関がF氏を有力容疑者と見ていたことを報じている。さらに、同記事は、H氏から「病気を密告されたことを恨み」、H氏に「深い恨みを持ったA（F氏のこと：筆者注）が脱出後、H（記事においては実名：筆者注）さんをつけ狙い、同夜（7月6日夜のことと思われる：筆者注）外出時を見計って途中で襲ったものではないか」と見られている」と報じるなど、同記事においては、当初から、ハンセン病とされたF氏の菊池事件への関与が強く示唆されている。

次に、F氏がH氏殺害の嫌疑で逮捕された翌日の1952年7月13日の記事は、「癩者…殺人を自供 山小屋を轉々と逃走 殊勲の二警官 村民にも安堵の色」という見出しで、2人の捜査の顔写真を掲載した上で、以下のように報じている。

H（記事においては実名：筆者注）さんに対する復しゅうの一念に燃えて六月十六日菊池恵楓園内拘置所を脱走した懲役十年の殺人未遂犯A（F氏のこと：筆者注）は、…山小屋や…小屋を轉々姿をひそめて機をうかがい、六日めざすHさんを殺害したのち…伯母…方で手足を洗い、さらに付近の山小屋を轉々と逃げかくれていた。…事件発生いらい連日…張り込み、聞き込み捜査に全力をあげていたが十一日に至り某（特に名を匿す）から有力な聞き込みを得て新らたな方針により十二日午前五時前から七カ所に張り込みを行い、大城戸、阿蘇品捜査は実弟…を内偵中、被疑者の従妹…から…山小屋で男が寝ているという情報を得たので現場に急行、山小屋から三十メートルのところまで近まった時Aは手がまわつたことを知つて小屋から脱出した。同捜査は追かけて再三誰何したがしやにむに逃げるので、右腕を狙つて拳銃五発を撃ち、昏倒したのを見て直ちに逮捕、担架に乗せて病院へ運んだのであつた。

続けて、当時捜査に当たった警察署長による「犯人A（F氏のこと：筆者注）が凶暴で犯行が一人にとどまらず次から次に行われるかもしれぬという情報に極力これを警戒すると同時に、捜査のための聞き込みが復しゅうを恐れる村民らが口をつぐんで語らないので足取りなども全然判らず、…あらゆる点で難儀したが、署員の一条乱れぬ統制と不眠不休の努力、それに村当局の協力によつて逮捕できたと喜んでいる」とのコメントも掲載された。しかし、凶器については、F氏の供述によれば鎌とされ、世良博士の解剖の結果の短刀説とくい違いがあることが触れられているものの、「犯人が凶器の出所を隠すため嘘をついているとみて取調べている」として、あくまでF氏が犯人であることに何ら疑いを差し挟もうとしていない。

その上で、以下のようにF氏は犯人としてその心境を次のように語つたと報じた。

自殺する覚悟で拘置所を脱走したその当時私は十年の刑に服しているのもH（記事においては実名：筆者注）のためだと思ひ心からうらんでいたののでどうせ自殺するなら殺してから死のうと思ひスキを見て殺したが今になつて考えると殺すまではしなくてもよかつたと思ひかわいそうと思つている。こうなつた以上一日も早く死刑にして貰いたいと思います。

以上の報道は、F氏が菊池事件の犯人であることを当初から前提としていたものと言える。当時の報道機関による犯罪に関する報道は、逮捕された時点で強盗殺人犯と1949（昭和24）

年の1月19日に同じ熊本日日新聞によって報道されたいわゆる免田事件に関するものと同じく、被疑者にすぎない者を犯人として扱うものであったことは確かである（浅野健一『犯罪報道の犯罪』p.103、学陽書房、1984年）。しかし、以上の報道には、「第二次無らい県運動」の影響も及んでいることを看過することができない。

まず、F氏はハンセン病患者であり、隔離されねばならない者であることを前提としていること。もっとも、F氏自身にはハンセン病の自覚症状がなく、大学病院でもハンセン病ではないとの診断を受けていたこと（内田博文『ハンセン病検証会議の記録』p.444、明石書店、2006年）は、これらの記事では全く触れられていない。また、警察官がF氏に対し拳銃を5発も発射したことは、上の記事においては全く問題視されていない。しかし、筆者も参加した菊池事件現地調査（菊池事件連続企画実行委員会によって2012年5月26日に実施）によれば、F氏が警察官によって銃撃された場所は行き止まりであって、そもそも発砲の必要性・相当性があるとは考えられない場所である。これも、警察官が感染を避けるために、ハンセン病患者に可能な限り接触を避けるべく発砲したことを妥当とする考え方の現れと言うこともでき(1)、F氏がハンセン病の患者であることを前提にするものと言えよう。

次いで、F氏が菊池恵楓園に入所させられることになった原因はH氏にあるとして恨んでいたことが第1事件と第2事件からなる菊池事件の共通の動機であり、これがF氏がH氏殺害の犯人であるとの決めつけの根拠とされていること。上の報道ではF氏の被疑事実を裏づける物証や供述については何等触れられてはいない。しかも、殺人事件に用いられた凶器に関する解剖結果とF氏の供述とが齟齬することまで報道されているのであるが、これを以て、F氏が菊池事件の犯人であることへの疑いを提起するわけでもない。言い換えると、報道を見る限り、動機以外には、F氏と菊池事件を結び付けるものは何もないのである。確かに、F氏はH氏とその子どもをダイナマイトによって殺害しようとしたとして有罪判決を受けていたが、これも、H氏による「種々考えてみましたが、F（本文においては実名：筆者注）より恨まれている以外にはないと思います」（平井佐和子「F事件について」、『九大法学』84号p.167、2002年）などの供述に依拠したものと言え(2)、まさに、この「第二次無らい県運動」を前提とする動機が、F氏と菊池事件を結び付ける唯一のものと言えるのである。

ところで、F氏は銃撃を受けて逮捕され、その銃創の苦痛が甚大な中、上の記事にあるようなコメントをしたことになるが、そのような状況下で正常な自由意思に基づく供述を行うことはほぼ不可能であろう（神美知宏・舩雄二・工藤昌敏『菊池事件再審請求要請書』p.149、2012年）。そうであれば、F氏のコメントとして報道されたもの自体が、F氏自らが本心を述べたものであるかに疑問がある。むしろ、捜査機関が勝手に捏造した供述がF氏のものとして報道されたことすら考えられる。そうすると、上記の報道は、やはり「第二次無らい県運動」の影響下にあったと考えられる捜査機関によって、ある意味では作られたものと言うべきなのかもしれない。

しかし、このような「第二次無らい県運動」の影響を受けた菊池事件に関する報道が、同じく影響を受けた捜査機関によるものであったにせよ、その後の菊池事件に関する刑事裁判にも影響を与えたことは確実のように思われる。というのも、渕野貴生によって、犯罪報道が原因となって、結果的に被疑者・被告人の適正手続を受ける権利の侵害が発生する状況が指摘されてきたが（渕野貴生『適正な刑事手続の保障とマスメディア』p.27、現代人文社、2007年）、以上の報道は、渕野によれば、若干の改善の取り組みが見られたと評される1970年代よりもはるか以前の犯罪報道だからである。

### 三 当時の状況に関するインタビューからうかがえる影響

筆者は、熊本県における「第二次無らい県運動」がどのような影響を菊池事件に関する刑事手続に与えたのかについて、さらに検討すべき資料を求めて、菊池事件発生当時の状況をご存じの方に、当時の状況についてインタビューを行った。まず、2011（平成23）年7月10日に志村康氏のインタビューを菊池恵楓園にて、次いで、2012（平成24）年6月8日に坂本克明氏のインタビューをひばりヶ丘福音教会にて、それぞれ実施した。

志村氏からは、菊池事件が発生するに至る背景に続けて、以下のような菊池事件に直接関連する事項を聞き取ることができた。第1に、志村氏が殺害事件が発生した現場付近を2度訪ねられた経験から、F氏が、菊池拘置支所から逃走後、H氏が殺害されるまで、H氏殺害の機会をうかがって潜んでいたとされる小屋は、竹や笹で屋根がふかれたような簡素なもので、到底長期間潜むことはできないようなものであったこと。第2に、F氏が殺人事件で受けた有罪判決の有力な証拠とされたF氏の叔父の供述は、叔父自身が銃刀法違反で逮捕された段階に録取されたもので、警察の意に沿う供述をした可能性が高く、その信用性は疑わしいこと。第3に、F氏が銃撃された後に逮捕され、その銃撃創の手術中に、捜査官から供述を求められ、捜査官の問いに「うんうん」と答えただけで、その供述調書の内容は捜査官の作文に相違なく、しかも、その調書に、供述内容は真実相違ないことを示す指印をむりやり押させられたこと。

坂本氏からは、「第二次無らい県運動」に至る熊本県内の状況に続けて、以下のような菊池事件に直接関連する事項を聞き取ることができた。第1に、菊池恵楓園の入所者であれば、不当な差別・偏見を受けたF氏は無実だと信じていたわけでは必ずしもなく、むしろ、警察が逮捕した以上、殺人事件もF氏が犯していたと考えていた者の方が圧倒的に多かったこと。第2に、菊池事件の捜査を指揮していた警察は自治体警察であり、国家警察が捜査を指揮していた他の地域に比べると、捜査態勢が貧弱であったこと。

以上のインタビューを通して、以下のような菊池事件をめぐる当時の状況が浮かび上がる。すなわち、菊池事件に関する捜査機関による捜査が、菊池恵楓園に入所させられたのはH氏のせいであると恨んでいたに違いないF氏をH氏殺害事件の犯人であると見込んで、そのことを裏づける資料ばかりを得ようとする見込み捜査であったこと。そして、そのよ

うな見込み捜査の中で、F氏がH氏を殺害した犯人ではないのではないかということを示す事実、例えば、菊池拘置支所を逃走して追われている者が農小屋に身を潜め続けることが極めて困難であるという事実などが等閑視されていたこと。しかも、F氏には、ハンセン病者に対する差別・偏見だけでなく、警察によって逮捕された者は犯人に違いないという偏見にもさらされていたこと。

ところで、実際には、菊池事件当時の事件現場などの状況を知る関係者は、今回インタビューに応じていただけた志村氏と坂本氏以外にも、多数存命していることは間違いない。その意味で「第二次無らい県運動」が菊池事件に関する刑事手続にどのような影響を与えたのかを解明するためには、さらに多くの関係者へのインタビューが必要なことは言うまでもない。確かに、今回のインタビューが十分なものとは言い難い。しかしながら、菊池事件連続企画実行委員会による菊池事件現地調査に筆者自身が参加した中で得た、現地に当時から住んでいる人々に目立たないように現地調査しなければならなかったという体験に鑑みると、積極的にインタビューに協力して下さる方以外の関係者にはインタビューはおろか、そのための接触すら控えざるを得なかった。このように当時の状況について関係者にインタビューすることは、それ自体が相変わらず困難であった。このような点でも、「第二次無らい県運動」の影響は未だに残っていることは明らかであると言わざるを得ないのである。

#### 四 周囲の人々の事件に関する供述への影響

「第二次無らい県運動」の影響は、菊池事件に関する刑事裁判の証拠とされたF氏の親族による供述にも見出すことができる。一例を挙げれば、F氏が逮捕される前の1952（昭和27）年7月9日付の員面調書において、F氏の叔父による「私しは人を殺したF（本文中は実名：筆者注）に対しては早く警察の方に発見されて相当の処分を受けたがよかと考へて甥叔父の間柄としては同情点はありません」（神美知宏・舩雄二・工藤昌敏『菊池事件再審請求要請書』p.132、2012年）との供述などがそれである。

もちろん、この供述自体が、志村氏のインタビューにおいても明らかにされているように、捜査機関の意に沿うものであった可能性も高く、F氏の叔父の本心からのものではなかったのかもしれない。しかし、重要なことは、F氏の「親族は、事件本人（F氏のこと：筆者注）の存在自体を災禍の根源として、その死を願うという異様な心境に陥らされて」（神美知宏・舩雄二・工藤昌敏『菊池事件再審請求要請書』p.132、2012年）おり、このような供述をせざるを得なかったという点である。そうした状況には、もちろん、F氏がハンセン病であると見られていたことが大きく影響している。つまり、「第二次無らい県運動」下の熊本において、ハンセン病であるとしてF氏が熊本県によって菊池恵楓園に入所させられるに至ることによって、F氏の親族にまでハンセン病に対する差別・偏見が及ぶので、F氏を「災禍の根源として、その死を願」わざるを得ない状況に追い込まれていたのである。

このことは、F氏の伯父が、F氏から「恵楓園に入ってお上に世話になる位なら死んで終わった方がよい」等と打ち明けられた際に、F氏に対して、「死んでも良か、お前一人おらんもんと思ふておればよか」と答えた旨自認する供述をしていること（神美知宏・冨雄二・工藤昌敏『菊池事件再審請求要請書』p.17、2012年）にも端的に現れている。

このように、熊本県における「第二次無らい県運動」が、それまでの「無らい県運動」などを通して人々が持たされていたハンセン病に対する差別・偏見をさらに大きくし、その結果、ハンセン病とされた者の死を願わざるをえない状況に追い込まれていたことは、菊池事件に関する刑事手続の過程で録取された供述にも明らかに現れているのである。

## 五 「第二次無らい県運動」が与えた菊池事件への影響

以上の検討からは、以下のような「第二次無らい県運動」が与えた菊池事件とその刑事手続に対する影響が明らかとなる。

第1に、菊池事件に関するマスメディアの報道が、捜査機関から提供された情報に依拠したものであったにせよ、それ自体、「第二次無らい県運動」に影響されたものでもあること。そして、この菊池事件に関する報道が、菊池事件に関する刑事裁判にもF氏がH氏を殺害したに違いないとの予断・偏見を与えた可能性が排除できないこと。言い換えれば、「第二次無らい県運動」の影響は、マスメディアを通して、刑事手続全般に及ぶことになる。

第2に、菊池事件、とりわけH氏殺害事件に関する捜査機関による捜査が、まさに見込み捜査となっていること自体に、ハンセン病であることを通報された者は通報者を恨むに違いないという偏見が大きく関わっており、この偏見を生み出すものこそが、正に「無らい県運動」であるということから、「無らい県運動」が、菊池事件に関する捜査に大きな影響を与えたこと。

第3に、「無らい県運動」が、ハンセン病とされた者の親族に、ハンセン病とされた者の死を願う状況を生み出すことを通じて、菊池事件に関するF氏の親族の供述をも歪める可能性があり、そうして歪められた供述を証拠とした菊池事件に関する刑事裁判にも影響を与えずには済まないこと。

今回の検討は、インタビューが限定されていることなどに端的に現れているように、必ずしも十分な資料に基づいて行われたわけではない。しかし、このように限定された資料であってもなお、熊本県における「第二次無らい県運動」が、菊池事件に関する刑事手続に影響を与えたことを否定することができないのは明らかであると言えよう。

- (1) この発砲については、「警察官にはハンセン病患者…には生きていてもらいたくないという気分が働いていたのではないかという疑問さえ湧いてきます」との指摘もある（菊池事件連続企画実行委員会、2012年）。

- (2) 菊池事件のうち、ダイナマイト事件の物証として、犯行現場に残存していた導火線と同一のものが、F氏宅の捜索によって発見されたとされているが、これは第1回目の捜索の時には発見されなかったもので、第2回の捜索時に、タンスから発見されたものであり、F氏の母親によれば、警察官がタンスから導火線を探し出した手元は見ていないし、導火線は家にはなかったという（平井佐和子「F事件について」、『九大法学』84号 p.167、2002年）。